

別表第二号の三の二 開設指針の制定の申出の様式(第21条の2関係)

開設指針制定申出書

年 月 日

総務大臣 殿

申出人(注1)

住所

氏名又は名称

法人番号

代表者氏名

電波法第27条の13第1項の規定に基づき、下記のとおり特定基地局の開設指針を制定すべきことを申し出ます。

記

- 1 特定基地局が使用する周波数
- 2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲及びその使用する周波数
- 3 通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
- 4 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
- 5 特定基地局の電波の有効利用の程度の見込み
- 6 申出人が、電気通信事業法第9条の登録を受けている場合にあつては当該登録の年月日及び登録番号(同法第12条の2第1項の登録の更新を受けている場合にあつては当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号)、同法第9条の登録を受けていない場合にあつては同条の登録の申請に関する事項(注2)
- 7 申出人の財務に関する事項
  - (1) 特定基地局の運用による電気通信事業(電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。)により生ずる収益に関する年度ごとの見通し
  - (2) 特定基地局の運用による電気通信事業に係る電気通信役務(電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務をいう。)の契約数に関する年度ごとの見通し
  - (3) 特定基地局に係る設備投資の額その他特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し
  - (4) 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画
  - (5) 特定基地局の運用による電気通信事業に係る収支及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し
- 8 電波法第27条の13第1項ただし書に規定する欠格事由(注3)

相対的欠格事由	処分歴等(法第5条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
申出状況	複数の申出(第21条の2第2項第1号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	申出歴(同項第2号)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

申出に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注1 申出人の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
  - (2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申出人が法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (3) 申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
  - (4) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 2 電気通信事業法第9条の登録を受けていない場合にあつては、同条の登録の申請に関する事項を記載すること。
- 3 法第27条の13第1項ただし書に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。
- 4 申出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。